

整理番号	該当部分	意見内容	意見提出委員名	回答/対応案
1-1-1	第21回鳥獣小委 資料2-3 59p →第22回鳥獣小委 資料1-2 54ページ29-31行目	「クマ被害対策パッケージ」において、緩衝帯整備をして出没を防ぐという文言をよく見る。一方で、北関東や東北において、ナラ枯れが蔓延しており、適切に緩衝帯整備を行ったとしても山奥のクマの生息地においてエサ資源が不十分なため、出没している地域がある。緩衝帯整備だけではなく、里山地域の資源量の回復を見込むような根本的な森林政策の記載も必要なのではないか。	山本委員	ご意見を踏まえ、「Ⅲ鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項」に「第7 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項」について、その中で危険鳥獣の生息環境管理として、クマが市街地に出没しないよう本来の生息環境の保全をすることを記載。
1-1-2	第22回鳥獣小委 資料1-2 8ページ23-26行目	突発的な緊急銃猟だけではなく、事前対策や長期的対策が重要である。シカ、イノシシの有害鳥獣捕獲において、集落の近くの山でクマに出会うことも多いが、許可がないため何もしない。その一方で、市には、猟友会の中から緊急銃猟に対応できる人を推薦しろと依頼される。市街地出没した場合は緊急事態として対応すべきであるが、緊急銃猟よりも前に、集落周辺の人を恐れないクマに対応しておくべきではないかと感じている。市にそのように進言しても、（クマを捕獲しないのが）県や国の方針だからと検討してもらえない。こういった状況が、今回の基本指針の改定により、改善すると考えてよいか。	坂田委員	ご意見を踏まえ、「Ⅰ第二 関係主体の連携」において、目的とする鳥獣以外の鳥獣を目撃した場合の対応について記載。
1-1-3	第22回鳥獣小委 資料1-2 16ページ10-11行目、 54ページ	先日、クマの特定計画のガイドラインが公表されたが、基本指針のクマに関する記述とクマのガイドラインの記述との整合性は取れているか。	小泉委員	令和8年4月に公表した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）」では、近年クマが大量出没している状況を踏まえ、クマの個体群管理方法や市街地出没に備えた考え方を整理している。本基本指針においては、も、「Ⅰ第四鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施」の指定管理鳥獣の管理の考え方として生息数の推定、個体群管理、ゾーニング管理等を進めていく方針を記載したほか、危険鳥獣の鳥獣の人の生活圏への侵入防止の考え方を新たに記載しており、内容についても整合性は取れている。

1 - 2 半減目標の達成に向けた捕獲強化

整理番号	該当部分	意見内容	意見提出委員名	回答/対応案
1-2-1	第21回鳥獣小委 資料2-3 54p →第22回鳥獣小委資料1-2 53ページ28-29 行目	多くの都道府県が捕獲目標頭数を掲げているが、実際の捕獲は指定管理事業以外にも市町村が実施する有害鳥獣捕獲と連動することになる。エリアごとに生息密度やニーズが異なったり、市町村の被害防止計画の捕獲目標頭数を合計しても特定計画の数値と合わないなど、整合がとれていない状況がある。農林水産省の被害防止計画との連動について追記が必要である。 また、全国の個体数推定の結果は、最近横ばいの傾向を示しており、減少には至っていない状況である。県全体の個体数推定の推定幅が広い結果から管理するのではなく、地域ごとの細かな生息密度指標（CPUE、SPUE、RAIなど）の状況を見て管理する必要がある。	山本委員	被害防止計画との連携について、これまでは「被害防止計画と特定計画について整合性を図る」としか記載がなく、最終的な数字が揃えばよいと誤解される恐れがあった。今回の基本指針では、相乗効果が出るようにしてほしいことを記載（資料2-3の54p）した。 さらに、セクターを超えた共同型の管理により進めてほしいということ、どのような密度指標を取ればよいかを特定計画のガイドラインで記載した。
1-2-2	第21回鳥獣小委 資料2-3 70p →第22回鳥獣小委資料1-2 68ページ32-37 行目	今後、個体数のみを目標とすることは難しくなると予想されている。生息密度が高いところに集中的に対策を実施するという文言を明記したほうがよい。	八代田委員	資料2-3の70pにおいて、効果的な捕獲のために生息密度や被害状況に応じて捕獲強化地域を設定するという考え方を記載している。シカの特定期間のガイドラインにも示した内容を基本指針にも記載した。その他、被害状況等も農林水産省でも取りまとめており、着実に取り組んでいきたい。
1-2-3		住民の要望に応じて捕獲を実施することが必要である。また、都道府県の会議においては、環境省のガイドラインを引用して適正な個体数や生息密度などの数字が示されるが、地元の実情とは大きくずれていることがある。そのことを指摘されると、県は環境省のガイドラインに示されていると説明するが、地元では納得されない。一方で、国の委員会においては、ガイドラインは、あくまで参考であって、地域ごとの実情に沿って対応してほしいという話がされる。このような不毛なやりとりが10年以上は継続しているが、今後改善される方向性が示されるのか。	坂田委員	国のガイドラインはあくまで参考であり、都道府県の方でそれを咀嚼し、根拠をもって都道府県の対策を打ち出してもらうことが基本となる。一方、都道府県でそのように考えを進めることが難しい場合があることは承知しており、環境省としては、研修の実施を、地方環境事務所における広域鳥獣対策専門官の増員等により、地域に寄り添い、県のニーズを把握した上で、県と連携して対策を検討することを目指している。地域によって鳥獣害対策の状況は様々であるため、オーダーメイド型の対策が求められており、寄り添って一緒に検討する方向性を強化していきたい。
1-2-4		令和5年度までの推定個体数、及び令和4年度の本州以南の生息密度分布図は公表されているか。	小泉委員	推定個体数は4月23日にプレスリリースにて公表した。生息密度分布図についても公表済みである。
1-2-5		生息密度分布図において、密度の状況と困難を抱えている地域は一致しているのか。生息密度が高くても、地域住民が困っていなければ対策は不要かもしれない。環境省は地域の困り度合いなどを把握しているか。	三谷委員	環境省としてそのような指標で網羅的に把握しているものはない。都道府県に地域の現状に関する情報が上がっていると考えられるため、その情報と密度分布図と比較して対策地域の優先順位を決めていただくことになる。
1-2-6		市町村の実情に合わせてガイドラインの内容をカスタマイズして市町村に落とし込める人材がおらず、困っている地域もあるのではないかと。その状況のヒアリングも都道府県に任せられているのか。環境省と都道府県、市町村とのギャップが気になる。	三谷委員	鳥獣保護管理法では都道府県が責任をもって市町村と連携するという枠組になっており、環境省から直接市町村へのアドバイスは行っていない。ガイドラインでは、都道府県と市町村の連携強化や、特定計画の考え方と市町村の被害防止計画の考え方が効果的に働くように調整を図ることを記載した。一方で、多くの都道府県では環境部局が特定計画の管理をしているが、多くの市町村では農林部局が被害防止計画を管理しており、鳥獣管理以外では普段の接点が少ない組み合わせであるため、連携の難易度が高い地域もあると考えられる。部局が異なっても先進的に取り組まれている事例もあるため、事例を提供しながら支援していきたい。

1 - 2 半減目標の達成に向けた捕獲強化

1-2-7	第21回鳥獣小委 資料2-3 3p →第22回鳥獣小委 資料1-2 3ページ11行 目	資料2-3の3pの13行目、「北海道などで個体数が増加しているニホンジカ…」とあるが、これまで環境省が重点的にモニタリングを進めてきたのは本州以南である。そのため、本州以南も含めた全国を俯瞰した記述にしていきたい。	小泉委員	委員指摘を踏まえ、記載。
-------	---	---	------	--------------

2-1 鳥獣における鉛汚染対策

整理番号	該当部分	意見内容	意見提出委員名	回答/対応案
2-1-1		環境配慮の面から非鉛弾への切り替えが望ましいと強く考えているが、一方で非鉛弾は非常に高価であり、国内での製造がほとんどない。円安の影響も受け、価格が上がっている。国内製造の改善についても検討を進めていただきたい。	山本委員	・国内製造者の確保については、基本指針で具体的に示すことは難しいが、国内で鉛弾を流通生産されているメーカーや業界にヒアリングし、国内生産について相談している。具体的な内容についてはまだ示すことができていないが、引き続き切り替えを推進できるように、主に使い勝手や価格の問題をフォローできるような対策を検討している。鉛検討会においても、同様の課題を引き続き検討する。
2-1-2	第21回鳥獣小委 資料2-3 37p →第22回鳥獣小委資料 1-2 23ページ1-4行目 参考資料2-1 36p 参考資料2-1 29p	資料2-3の37pにおいて、「全国での鉛汚染が認められていること、その要因の一部が鉛弾によるものであることが明らかとなっていることから」とあるが、一部汚染現象があることは理解しているが、これをもって鉛汚染の主たる要因が鉛弾であると断定することはできないと解釈してよいのか。そのために、引き続き科学的知見の集約が必要であると記載いただいたという理解でよいのか。 また非鉛弾の射撃実証ではビスマス弾を使用されたとのことだが、ビスマス弾は非常に高価である。ビスマス弾は鉛弾の約3倍以上の価格であり、かつ素材がレアメタルであるため入手が非常に不安定である。安定的な非鉛弾の供給は可能か。 また、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、指定猟法禁止区域を検討すると記載されているが、鉛弾を法改正により禁止することは難しいため、今後は指定猟法禁止区域を広げていくということか。	日向野委員	・科学的根拠については、鉛汚染のうち鉛弾に由来するものが何割であるかは示せていないが、参考資料2-1の36pなどの結果から鉛弾の割合が高くなっていると考えている。引き続き全国的な調査を行い、科学的根拠を集積していく。 ・鉛弾の規制については、参考資料2-1の29pに示すスケジュールに沿って、2030年時点では鉛弾による鳥類の影響をゼロにしたい。どのような対策ができるか引き続き検討していきたい。
2-1-3		大日本猟友会としても、鉛汚染が散弾銃によるものだと立証されれば、それに対して対応しなくてはならないと考えている。鉛弾によるものと断定できるエビデンスをお示しいただきたい。釣り錘においても弊害があると聞いているため、その点についても留意いただきたい。 また非鉛弾への切り替えに伴い費用負担が増大すると、狩猟者が減少するのではないかと考えているため、鳥獣の適正な個体数のバランスを欠く大きな要因になっていると考えているため、狩猟者の確保という観点からも、費用負担や目的等も勘案して進めていただきたい。	日向野委員	ご指摘いただいた件に対しては、引き続き慎重に検討を進めていく。 (鳥類の鉛汚染対策検討会にて対応)
2-1-4		鉛汚染に関するモニタリング調査は定期的に行われているか。	小泉委員	毎年継続して調査を実施している。科学的エビデンスを蓄積していく予定である。(鳥類の鉛汚染対策検討会にて対応)

2-2 錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適正化

整理番号	該当部分、内容	意見内容	意見提出委員名	回答/対応案
2-2-1	くくりわな 錯誤捕獲	くくりわなは多様な形状があり、一定の規制をかけることはできないため、それぞれの形状を見て細かく規制していくことはよいと思う。 錯誤捕獲が多い理由の一つには、作動重量があると思う。中型獣の錯誤捕獲の多くは、作動重量が軽いわなで起きていると思われる。	山本委員	ご指摘のように、くくりわなは多様な形があり、状況や手法も異なるため、一律で規制することは難しいと感じている。一方で、錯誤捕獲の対策が分からない方に優良事例を紹介することは可能と考えている。今後のマニュアル整備でどのような示しができるかを関係者にも伺い、検討していきたい。ご指摘を踏まえ、作動重量等の情報も含めて整理していきたい。今後のマニュアル整備にて対応を行う。
2-2-2	錯誤捕獲	錯誤捕獲防止については、全国一律の方法で防止することは難しい。一律に規制することで錯誤捕獲件数が減るものではなく、むしろ課題が生じることはないか。地域によって状況は異なり、現場で錯誤捕獲を防ぐために個人が考え、判断することが一番重要だと思う。	坂田委員	
2-2-3	錯誤捕獲	一律的に手法を示すことは反対だが、地元や捕獲者にふさわしい方法を（許可権限者が）選んで採用してもらおう方針がよいと思う。	坂田委員	
2-2-4	錯誤捕獲の情報収集	情報収集様式の統一フォーマットにおいて、錯誤捕獲された動物種によって報告様式を変えるのは捕獲従事者への負担が大きいのではないか。捕獲対象種ごと、またはわな種によって様式を変えたほうがよいのではないか。例えばイノシシ、シカを捕獲する目的で足くくりわなを設置したときに錯誤捕獲が発生した状況を記録するという形で収集した方が従事者にとって報告しやすいのではと感じた。	八代田委員	どのような報告様式が現実的に適切か、どのような情報を収集すべきか、引き続き検討していきたい。通知やマニュアル整備にて対応を行う。
2-2-5	第21回鳥獣小委 資料2-3 14p →第22回鳥獣小委資料1-2 13ページ12-14行目	資料2-3の14pにおいて「ICT機器等の活用により、遠隔からわなの動作状況を確認でき、かつ当該わなが作動していない場合等は、見回りの頻度を削減しても構わない」とある。頻度に関する文言がないと、確認頻度が非常に少なくなる恐れがあるため、文言を追記したほうがよい。	八代田委員	すでにICT機器を活用している現場では、2～3日ごとの見回りがされているところが多かったため、当初は例として記載していたが、地域の状況によってはその頻度は十分ではないとする意見もあり、具体的な事例を示すことが難しかった。一律に示すことは難しいため、遠隔からのわなの動作状況を確認できることを記載している。動作状況が確認できない場合は、見回りに行く必要があるという認識であり、その記載で担保できればと考えている。
2-2-6	錯誤捕獲	錯誤捕獲を防ぐために、それぞれの地域に合わせた条件（毎日見回りをする事など）を加えて、捕獲許可を出すことはできるのか。	坂田委員	許可の際に条件を出すことは可能である。

2-2 錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適正化

2-2-7		<ul style="list-style-type: none"> ・とらばさみは普通にスーパーで売られており、歯の部分がビニールでカバーされていればよいという認識をされているようなので、そもそもの販売の許可規制をすべきではないか。 ・とらばさみが全面的に禁止される場合は、販売店に周知徹底する必要がある。 	山本委員 八代田委員	規制には段階的に対処を進める必要があると考えており、まずは許可捕獲の使用についても禁止をするという方向性を打ち出した。今後は状況を見ながら、販売店への協力や普及啓発を進める中で、必要な対策があれば検討していく。
2-2-8	とらばさみ →第22回鳥獣 小委資料1-2 35ページ32- 36行目	<ul style="list-style-type: none"> ・使用事例が少なく、社会的影響も少ないことを根拠にとらばさみを禁止することに疑問がある。例えば、地域レベルの話だが、クマの捕獲実績がほとんどないから狩猟禁止にしたが、いざクマが増え始めたときにすぐに捕獲を解禁できるかという難しい状況があった。また、くくりわなにおいても、シカやイノシシが少なく実施する人も少なかったために許可を出さないことが習慣化していたため、いざ必要になったときでも、許可を出すことに反対が出て、なかなか実施できないということがあった。今後、とらばさみが必要になっていくことがあるのではないか。例えば、なかなか捕獲ができないキツネの捕獲手法として選択するということがあるかもしれない。選択肢を無くすことには、後々問題が生じないか注意が必要で、慎重にならないといけない。誰も使用していないのなら、あえて禁止する必要はない。 	坂田委員	とらばさみについては、捕獲実績がないことを理由に禁止するわけではなく、とらばさみの使用により錯誤捕獲が生じた場合に、個体へのダメージが大きく、負傷や死亡事例が生じるなど、社会的な問題が起こっているためである。
2-2-9		許可の実績がないと聞いたが、錯誤捕獲があるということはどういうことか。社会的な問題があるというのはどういうことか。	坂田委員	無許可で使用されている状況がある。販売店や現在所持されている方の普及啓発を合わせて進めていく。
2-2-10		それならば、まずは違法である無許可の捕獲を取り締まるべきである。とらばさみを使用しているということは、何かしらメリットがあるからだと思われる。社会的な問題がない場合は、なるべく国民が自由に活動できるほうがよい。	坂田委員	平成19年度にとらばさみが狩猟で使用禁止となった理由は、とらばさみを改良しても個体への損傷が激しいことがあった。今回においても錯誤捕獲された個体へのダメージがくくりわなと比較しても大きいということが分かっている。そのため、一般的には選択肢にはなりにくい手法だと思う。猟具の使用に係る危険予防、鳥獣の保護管理等の観点と使用ニーズとを比較考量の上、判断していくことが必要と考えている。

2-3 狩猟鳥獣の選定の考え方

整理番号	該当部分	意見内容	意見提出委員名	回答/対応案
2-3-1	第22回鳥獣小委 資料1-2 14-15ページ	ノネコの定義が曖昧で、ノネコとイエネコ（飼い猫）の識別が困難であることが、ノネコの捕獲実績が少ない状況を生じさせる原因の一つと考えられる。ノネコを狩猟鳥獣から外すことに対して反対ではないが、現状大きな問題が生じていなければ外さず狩猟捕獲という選択肢を残しておいてもよいのではないか。今後、社会情勢が変わり、野外にイエネコ（飼い猫）がいなくなれば、在来種を圧迫するノネコを狩猟捕獲することということも検討される可能性がある。	水田委員	ノネコの定義について、ノネコとイエネコ（飼い猫）の外見上の区別がつかないという実態がある。定義を明確に担保することが難しい。なお、基本指針では狩猟鳥獣の選定の考え方を整理し、実際にどの種を狩猟鳥獣とするか否かについては、改めて検討することとなる。
2-3-2		現在、ごくわずかだがノネコの狩猟がされているが、その際のノネコとイエネコ（飼い猫）の区別はどうなっているか。	水田委員	山野に棲み、自力で餌をとっている個体をノネコと判断しており、それを狩猟していると認識としている。一方でどこまでが山野であり、どこからが住宅かという境目が難しく、見分けることが難しい場合は狩猟されていないという認識である。
2-3-3		山の中にネコがいるのは、生物多様性保全において非常に大きい問題であるということは認識してほしい。ノネコの管理やイエネコの適正飼養は真剣に考えるべき問題である。	水田委員	環境省としても、生態系への被害が生じていることは承知しており、我が国の生物多様性の保全を図っていく上で重要な課題であると認識している。
2-3-4		今、捕獲する人が少ないということは、制度を変える理由にはならない。むしろ、社会的な影響がほとんどないということであるから、制度を変更すべきではない理由になる。ほかの理由があるならよい。もう少し検討してほしい。	坂田委員	イエネコ（飼い猫）を捕獲するトラブルが生じており社会的な問題も生じている。そのような社会的影響も踏まえて狩猟鳥獣とするか否かについても検討していくこととしたい。
2-3-5		狩猟鳥獣から外すことは異存ない。生態系被害に対しては許可捕獲によって計画的な捕獲が可能である。そのような被害を出しているノネコに対しては、許可捕獲によって対策の方が効果的だと考えている。また、ネコは放し飼いが多く、地域ネコとしてエサだけ与えるという課題もあり、人に対する普及啓発を重点的に取り組んでいただく方がよい。	八代田委員	飼い猫、外来種の対応等については関係課室にご意見を共有する。
2-3-6		島嶼におけるネコの影響が大きい。ある島嶼では条例を作り、イエネコ（飼い猫）にはマイクロチップをいれて、マイクロチップが入っていなければノネコとみなした。ノネコを区別できる方法、許可捕獲を下ろせることを示すガイドラインがないと、市町村では捕獲できない現状があると思う。外来種のネコについては別の観点で規制を出してほしい。また、国内外来種として、草食獣（ニホンジカ）が島嶼に入ると問題になるため、ノネコと同様に検討にいただきたい。	山本委員	
2-3-7		ノネコとイエネコ（飼い猫）はマークで区別することを徹底すること、ノネコは許可捕獲で対処が可能ということを自治体に周知することが必要と思われる。	小泉委員	

3-1 中長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保

整理番号	該当部分	意見内容	意見提出委員名	回答/対応案
3-1		中長期的な人材確保のための財政支援は重要である。専門人材に関して様々な要件はあるが、非常に給与水準が低い状況である。このような待遇では、長期的な人材確保は非常に難しい。一方で指定管理事業においては、認定事業者が入っても捕獲効率が上がらず失敗している地域がある。捕獲が難しい地域で捕獲目標が達成できているか、目標を達成できる事業者かどうかの評価、差別化が必要である。	山本委員	認定事業者において、講習会もこれまで実施しており、交付金により講習会開催支援を行っている。必要な対策を更新していく。
3-2		自治体が自走する仕組みを考える必要があるとのことだが、緊急銃猟においては、国が自治体に委任事務として移管し、自治体が責任をもって事業を実施することになれば、人材育成や事業に対して、国に対しても予算の確保を要求すべきではないか。 また、自治体に専門的な知見と経験がない状況だが、捕獲の担い手を育成できるのか。特に財政面が弱い地域では、取り組みに格差ができるのではと危惧している。	日向野委員	指定管理鳥獣捕獲等事業の交付金があり、この中に緊急銃猟対応実務者というメニューがあり支援を行っている。 育成について、交付金による講習会開催経費支援、鳥獣プロデータバンク専門家派遣支援等で自治体の講習会支援を行っている。
3-3		求める人材像が記載されているが、今の労働市場で確保できるかという理想論である。どんな人材を確保できるかは、給与水準や運用など自治体の力量によって決まるため、現実的に考える必要があるのではないか。また、そのような人材の確保は単独では難しいため、複数機関で確保するという考え方も示されたが、人材の育成や運用は非常にデリケートな問題である。複数の組織が関わると、指揮命令系統や責任の所在等が複雑化するため、運用が困難になるのではないか。	坂田委員	鳥獣保護管理事業の体制は都道府県が行うこととなっているため、基本的には自治体で財源を確保するものであり、環境省ではスタートアップ支援という形で交付金を用いている。人材確保の競争が激しい中で必要な体制を作るためには、中長期的な財源確保や体制づくりの意思表示を自治体においても行ってもらう必要がある。また複数機関による人材確保は、一部の県が主導して実施している地域があり、その事例をもとに記載した。
3-4		コーディネーターとは、ガイドラインの内容を現場で実践できるまで翻訳ができる人であり、修士以上の知識が想定され、法律なども加味して検討できる人材である。全ての現場に必要というわけではなく、広範囲でマネージャーが1人いればよいという段階的な組織を作ることはできないか。 また、ガイドラインは非常に抽象的なものであるため、人材育成まで見据えて、現場向けのガイドブック、ハンドブック、プレイブックを環境省が用意し、現場で参照できるようにしなければ人材育成は難しいのではないか。	三谷委員	基本指針に人物像は記載させていただいたが、具体的な育成は難しいことと考えている。マニュアルを作ってお願ひするのではなく、並走してフォローアップしていく必要があると思う。自治体が体制づくりをするにあたり、国がどのようなフォローができるか検討していく。

3-1 中長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保

3-5		<p>予算面以外の人材確保のための工夫の記述はありがたい。一方で、複数機関で1人を雇用するというより、必要な人材の能力が評価され、そのような人材がプールされて、複数の場所で活躍することができる仕組みのイメージだった。その点で、鳥獣プロデータバンクの登録者は、実際に鳥獣行政担当職員などになっているのか。また、鳥獣行政担当職員の中に専門的知見を有する方が増えているとのことだが、どのような雇用契約なのか。今この業界に入る人が、この先数十年、どのように社会で活躍していくことができるのかという責任を伴う話であり、そこを考え始める必要がある。また、地域で現場調整ができる方は、鳥獣管理にかかわらず、希少種保全はもちろんのこと、自然環境保全分野以外でも活躍できる人材であるはずである。人材育成について他省庁や他分野とともに動いている話があるか。</p>	寺田委員	<p>鳥獣プロデータバンクに登録している職員数は、現在手元にデータがないためお示しできない。専門性を評価する手段として鳥獣プロデータバンクが使えると考えている。今後も適切に運用していきたい。</p> <p>※会議後確認したところ、鳥獣プロデータバンクに登録された方で都道府県の専門的知見を有する職員になっている方は、令和7年4月1日現在10名であった。なお、環境省では、各都道府県での専門的職員の配置状況を調査しており、35道府県で196名が配置されていた（R7.4.1現在）。引き続き、鳥獣プロデータバンクのPRに努めるなど、専門的職員の配置を後押ししていく。</p>
3-6		<p>ガバメントハンターには、地域のコーディネーターを担ってほしいという面もあると思う。そのため、ガバメントハンターという文言を目立たせないほうがよいのではないか。ガバメントハンターという言葉は、捕獲者の印象が強すぎる。また、公務員は異動があり、専門職として雇用としても鳥獣対策だけを担うことが難しい。交付金により雇用しても、継続的な雇用ではないため、経済的な面からも安定せず継続できないこともある。雇用の不安定さについてどう対策していくのか。</p>	八代田委員	<p>環境省が公表した資料の中にガバメントハンターという言葉に記載したものはない認識であるが、回答等では分かりやすい言葉として用いてきた経緯がある。ガバメントハンターという言葉をもとに示すかは検討する。</p> <p>また雇用に当たっては安定的な財政確保について基本指針で触れており、交付金も活用しながら安定的な雇用を目指していきたい。</p>
3-7	<p>第21回鳥獣小委 資料2-3 61p →第22回鳥獣小委資料1-2 59ページ～</p>	<p>資料2-3の61pにおいて、農林水産省の鳥獣被害対策実施隊の中にも捕獲を担う人がいるが、この人たちと仕分けするのか、それともこの人たちも含まれるのか。</p> <p>環境省と委員がもつイメージ、環境省と自治体がもつイメージが噛み合っていくことが望ましい。</p>	小泉委員	<p>その点については、今後、農林水産省とも協議していく。</p>
3-8		<p>野生生物の保護管理に関わる人材育成において、「管理」に関する議論ばかりで「保護」の観点がなかった。「保護」の観点を持った人材育成も視野に入れてほしい。</p>	水田委員	<p>これまでも傷病鳥獣センターを設けて対応しており、引き続き保護の部分も重要と認識している。</p>
3-9		<p>先ほどの自身のコメントの他省庁との関係について、再度確認したい。例えばクマに関わる閣僚関係会議決定の参考資料曰く、環境省、農林水産省だけではなく、総務省も関わっているとされているが、長期的な人材育成の部分には総務省が含まれていない。人材の育成・確保は、地方創生、地域活性に直結する。クマ問題が大きくなっている今だからこそ、総務省も関わり地域活性につながる議論を進める機会としてほしい。関係省庁と人材育成について何か進んでいる議論があれば教えてほしい。</p>	寺田委員	<p>関係省庁との連携は重要だと認識している。他省庁からの施策で確保された人材をコーディネーター等の現場対策の担い手として確保するというのも有用だと考えている。関係省庁と連携して進めたい。</p>

3 - 1 中長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保

3-10	地域おこし協力隊が鳥獣対策を担っている地域があり、3年で地域おこし協力隊が終了した後、集落支援員として継続して確保しているケースもある。財源確保の点からも総務省と意見交換してほしい。	山本委員	総務省と意見交換の実施を予定している。
------	---	------	---------------------

4 - 1 野生鳥獣に由来する感染症対策

整理番号	該当部分	意見内容	意見提出委員名	回答/対応案
4-1		鳥インフルエンザのマニュアルについては、一般向けの対応策（サンプリング手法やどの研究機関に運ぶか）は記載されるのか。また、対応された結果については陰性、陽性だけではなく、その後の対応についても、Webページ等に掲載されるのか。	三谷委員	野鳥に関して、現状の鳥インフルエンザマニュアルでは、行政職員がどのように対応すべきか事細かに記載されている。検査結果や区域の状況は、環境省HPにおいて公表している。一方で、哺乳類に関してはまだ事例が少なく、明確な対応手順の記載がない状況である。鳥インフルエンザマニュアルの改正に合わせて、食肉目や希少種に含まれる哺乳類の対応の違いなどを明記していくことを検討する。